

《研究ノート》

韓国における外国人政策の転換と多文化共生政策の展開

—ソウル近郊外国人集住都市の事例から—

渡戸一郎

韓国では2004年に雇用許可制が導入されて以来、外国人政策が急ピッチで進展し始めている。2007年4月には「在韓外国人処遇基本法」が成立し、自治体レベルでは外国人支援条例の制定が相次いでいる。その現状を主としてローカルレベルで把握するため、2007年9月28日から10月2日の5日間、韓国最大の外国人集住地域である安山市アンサンと富川市ブチョン、および韓国政府行政自治部（日本の総務省に該当）を訪問し、行政担当者、議員、市民団体や移住民団体の関係者、及び研究者の話を聞く機会を得た。川崎市は96年10月、富川市と姉妹都市締結し、自治体・市民の両レベルで交流を続けているが、今回はその一環として行われた川崎・富川市民交流会（团长：裴重度川崎市ふれあい館館長ベジュンド）の視察団への参加によるものであった。以下では、この間の韓国政府の外国人政策の流れを概観した上で、現地でのインタビューと入手資料などを紹介しながら、直近の自治体や民間レベルの取り組みについて報告したい。なお、本文中に引用したデータの翻訳は、この視察団で通訳を務めた小田切督剛氏（川崎市職員）による。また、同氏には筆者のフィールドノーツを校閲していただいた。記して謝意を表する。

1. 韓国における外国人政策の転換

はじめに、現在に至る韓国の外国人政策の流れを簡単に整理しておく¹⁾。

(1) 「同胞」から「外国人労働者」へ

1987年、「6.29宣言」による政治的民主化、北方政策（旧社会主義国との関係改善）が開始される中で、中国朝鮮族のUターンが始まる²⁾。この時期の朝鮮族は簡素化された手続きで入国が可能であったが、92年8月の中国との関係正常化後に制限され、他の外国人同様、「研修生」として受け入れられるようになる（日本における日系人のような優遇策はなくなる）。この措置によって入国を制限された朝鮮族は、親族訪問、観光などの短期ビザで入国し、エスニックな資源としての言語を活かして建設業やサービス業に非正規滞在者として就労するようになる（近年でも非正規滞在者の約3割は朝鮮族が占めている）。一方、研修生受け入れ制度は91年制定の「外国人産業技術研修査証発給等に関する業務処理指針及び施行細則」によったが、実質的には安価な外国人労働者（非熟練の単純労働者）の導入であり、以後、その処遇が問題化することになる。

(2) 産業技術研修生制度から雇用許可制へ

1993年には「外国人産業技術研修査証発給等に関する業務処理指針」が改正され、海外投資を行わない中小企業でも研修生の導入が可能になる（日本とは異なり、政府によるクォーター制による）。しかしその処遇は劣悪であったため、95年1月、13名の研修生が処遇改善を求め

ミヨンドン
て明洞聖堂に籠城する事件が発生。これを市民団体が大きく支援したことによって社会問題化し、同年2月「外国人産業研修生の保護及び管理に関する指針」が制定されることになる。さらに98年4月には、同一企業で2年間の研修生に1年間の就業を許可する「研修就労制度」が導入される。ここまでは、日本で研修生制度が中小企業にも拡大適用され（90年）、さらに技能実習制度が上乘せされた（93年）プロセスと、ほぼ同形の展開となっていたといえよう。

こうした状況が大きく転換したのは、2002年7月、韓国政府が「外国人材制度改善対策案」を発表してからである。ここに産業研修制度の見直しとサービス業分野における外国人労働者の受け入れの方向が示され、03年7月「外国人労働者の雇用等に関する法律」が可決され、雇用許可制が導入されることになる。これに伴い出入国管理法施行令も改正され、雇用許可制度を利用して入国する外国人に「非専門就労」という在留資格が新設され、04年8月に施行された（2006年現在、ヴェトナム、モンゴル、フィリピン、タイ、インドネシア、スリランカと協定を締結）。研修制度による受け入れは2007年1月で中止され、雇用許可制度に一元化された。

雇用許可制度は、3年以上の滞在と家族呼び寄せの禁止、就労可能な業種の制限などの点で、従来の研修制度と類似しているが、社会保障面では国民年金や健康保険の加入など大幅な処遇改善が図られている。また、事業主が再雇用を希望する場合、一旦出国し1ヶ月経過後、再雇用することが制度的に可能になっている。一方、韓国政府はITなどの先端科学分野の専門・技術職の労働者に対し、2006年から積極的な誘導政策をスタートさせた。

(3) 在外同胞法と「中国同胞」（中国朝鮮族）政策

1997年末の通貨危機後に成立した金大中政権は、海外からの投資を積極的に誘致するため、98年に「外国人土地法」を改正、翌99年には「在外同胞法」（在外同胞の出入国と法的地位に関する法律）を制定した。前者は外国人の土地所有と取引を全面的に可能にし、華僑の経済活動を活性化した。後者は、在外同胞（05年1月現在、約663万人）と外国籍同胞（同、約378万人）からの国内投資を促進するため（ソン、2007）、彼らの韓国滞在と経済活動に便宜を図るものであったが、外国籍同胞の枠を1948年の韓国政府樹立以降に移住した者としたことで、国内に滞在する朝鮮族を排除することとなった。そこで朝鮮族二世の異議申し立てや一部の朝鮮族の韓国国籍回復運動などが展開され、政府は2001年には朝鮮族の親族訪問者にも就労の機会を与える「就労管理制度」を導入し、さらに04年3月に在外同胞法を改正した。

在外同胞に対するさらなる緩和措置として07年3月に施行された「在外同胞訪問就労制度」は、朝鮮族と旧ソ連地域の在外同胞を対象に、最大3年の滞在を認め、就労の制限もなく転職も可能とした。そして、従来の縁故のある者に限られていた就労（就労管理制度）が、縁故のない者にも拡大された。

(4) 外国人統合政策への転換

2005年後半、国家人権委員会において外国人に対する管理中心から統合への政策転換が検討され始める。06年5月、盧武鉉大統領の訓令で、韓国政府は外国人政策委員会を設置し、外国人の人権尊重と社会統合、及び優秀な人材の誘致・確保を通じた「外国人と共に生きる開かれた社会の実現」を新たな国家目標として打ち出

す。そして07年4月に制定されたのが「外国人処遇基本法」である（未登録外国人は対象から除外）。同法は、外国人政策の確立と施行を国家と自治体の努力義務と明記し、国務総理を委員長とする「外国人政策委員会」の設置を定めるとともに、在韓外国人の差別禁止と人権擁護、社会適応支援、結婚移民者とその子女の処遇、多文化に対する理解増進などを行う基本計画の策定を義務づけている。この間、06年には行政自治部が「居住外国人地域社会統合支援業務推進指針」を制定し、さらに自治体に対して「居住外国人支援条例」標準案を公表している。

こうした政策転換が行われた背景としては、①06年のハインス・ワード（韓米ダブルのプロバスケットボール選手）の活躍、②05年のフランスの移民「暴動」、③2000年代における国際結婚（結婚仲介業者を介した女性結婚移民者）の急増などが指摘されている（小田切、2007）が、とくに③が重要である。2005年には韓国における結婚件数の13.6%が国際結婚とされ、その約7割を韓国人男性と外国人女性の婚姻が占めている。なかでも農林業従事者男性で国際結婚の比率が35.9%ときわめて高くなっていることが注目される。また、06年4月現在の在韓女性結婚移民者55,408人の内訳は、中国朝鮮族が全体の42.5%と圧倒的に多数を占め、次いで東南アジア、日本などとなっている（表1）。

政府の教育人的資源部では、道教育庁が大学

表1 韓国に滞在する女性結婚移民者55,408人の内訳

(2006年4月現在)

国籍	民族	%
中国	朝鮮族	42.5
	その他	20.7
東南アジア（ヴェトナム、フィリピン、タイなど）		20.3
日本		8.5
その他（モンゴル、ロシアなど）		7.9

出典) 行政自治部
出所) 小田切 (2007)

表2 韓国の国際結婚者の子女のうち在学中の人口

(2007年4月現在)

学校	初等学校	中学校	高等学校	計
人	11,444	1,588	413	13,445

出典) 教育人的資源部
出所) 小田切 (2007)

などを「多文化教育センター」に指定し、①多文化家庭子女教育支援事業（多文化教育支援のための指導者ワークショップ）、②アイデンティティ確立プログラム、③移住女性主婦大学プログラム、④ハングル文化学校（移住女性韓国語教育、就職後子女韓国語教育、多文化家庭子女第2外国語教育：英語、中国語、日本語）、⑤多文化家庭の家族機能強化プログラムなどに乗り出している。また、女性家族部が各自自治体の健康家庭支援センターなどを「結婚移民者家族支援センター」に指定し（2007年38か所）、①教育事業（韓国語教育、家族教育、文化教育、情報化教育）、②相談、③子女保護（保育つき韓国語教育）、④自助グループ育成、⑤文化・情緒支援（出産支援、結婚移民者家族ネットワークづくり）、⑥広報・ネットワーク（地域コミュニティ、地域内関係機関との協議体づくり）などに取り組むようになっていく。

一方、雇用許可制においては、集住地域に「外国人労働者支援センター」を設置し（07年4月現在2ヶ所）、労働相談、韓国語教育、外国人労働者のコミュニティ支援などを行っているが、政府の統合政策の焦点はむしろ結婚移民者とその子女に置かれているといえよう。

なお、こうした政府の動向とは一線を置く市民団体の全国組織としては、95年結成の「外国人労働者対策協議会」（現「外国人移住・労働運動協議会」：外労協）、04年結成の「移住労働者人権連帯」があり、後述のように、今回訪問した安山市、富川市にもそれぞれローカルレベルの団体が活動している。

2. 行政自治部における政策過程

以上のように、韓国における外国人政策の転換は中央政府の主導で始まった。ここでは行政自治部における地方自治体に対する政策過程を、地方行政本部住民制度チームへのヒアリング（10月1日、小田切督剛氏の通訳による）に基づいて要約しておく。なお、ここには延世大学国際大学院副教授の韓承美氏^{ハンスンミ}が同席し、助言して下さった。記して謝意を表したい。

(1) 外国人政策の策定および実施過程

2006年に行政自治部で外国人政策がスタートした。その背景には、①フランスの移民暴動、②韓国と米国の混血児の問題への関心の高まり、③農村の国際結婚女性の増加があった。また、同化主義への自省もある。韓国の政策は中央政府の主導で始まったが、日本では自治体レベルで官民のパートナーシップが作られており、中央政府はほとんど神経を使わずに済むほどで羨ましい。政策策定過程では日本の政策を含め諸外国の事例も参考にした。

06年に初の全国実態調査を実施し、90日以上^{以上}の不法滞在者を含めて53万人と推計した（全人口の1.1%）。同年8月に「地域社会統合支援業務指針」を、10月には標準条例案を示達した。これは、①諮問委員会の設置、②「外国人の日」の制定（08年度から5月21日とする）、③住民との社会統合の促進を内容とする。現在、基礎自治団体230、広域自治団体16のうち、110自治体ですでに条例が策定済みとなっている。なお、標準条例案は基本的な権利・義務を定めた参考にすぎない。自治体が外国人を支援するという法の原則から外れなければ、諮問的参与や支援内容、賜賞などは各地域の自治体の実情に即して工夫してもらいたい。条例の制定は強制履行事項ではないので勧告しかできないが、08年度

からは条例化するインセンティブを提示し誘導していく。なお、基礎自治団体の条例は広域自治団体に、広域自治団体の条例は行政自治部に報告される。

2007年5月から6月にかけて補完的な実態調査を実施した。その結果、72万人が居住していることが分かった。これは前年調査から35%増加であり、全人口の2.5%に当たる。農村では34%以上が外国人と結婚しており、一方、都市部では外国人労働者が多い。前年から外国人人口が急増した理由のひとつには07年3月から中国朝鮮族の扱いが変わり、3ヶ月の訪問就労ビザで働けるようになったことが関係している可能性がある。また、東南アジアの人が増えているが、これには結婚移民者の増加が寄与しているかもしれない。

07年5月、「外国人処遇基本法」を制定し、中央政府の政策の統括を法務部が行うことになった。行政自治部は自治体施策支援を行っている。プログラムの柱は6つで、①韓国語基礎教育と基礎生活教育、②定着支援、③苦情申し立て・相談、④多言語による行政情報の提供、⑤緊急支援、⑥多文化コミュニティの形成から成る。自治体への特別の予算措置はない。外国人を住民に含めてカウントし、普通交付金を出しており、あとは各部（省庁）で個別に支援施策を実施している。

(2) 自治体への働きかけ

2007年1月に外国人政策の『優秀事例集』を刊行、9月には発表会を開催し、安山市^{アンサン}が1等（大統領賞）を授与した。また、同年6月、自治体職員向けに施策推進のための『便覧』を作成した。同年4月からは全国を5ブロックに分け、法務部・女性家族部・国立国語院・統計庁・労働部・行政自治部の6組織が合同で職員研修を実施した。そこで施策への関心が高まる

ように働きかけ、また、各自治体が施策の担当職員を指定するよう指示している。

川崎市の外国人市民代表者会議についてはつい最近知った。条例の諮問委員にはそれぞれ必要な部署の担当者が入っているが、今後検討したい。なお、外国人は班常会（日本の町内会に当たる）に参加できる。また、ソウル特別市は年1回、外国人から話を聞いているが、これには留学生やフィリピン、ヴェトナムなど各国大使館職員などが参加している（担当は投資・誘致を所管する産業局国際協力課）。なお、釜山^{プサン}広域市、大田広域市では外国人代表者会議を開催している。

今後の政府の動きとしては、外国人政策委員会の設置が予定されている。委員は各長官になる。同化主義か多文化主義かは主管部である法務部が決定権を持っている。行政自治部としては「多様な文化が共存できる健全な地域社会づくり」が目標であり、同化させるのではなく、安定して調和できるよう追求していきたい。

(3) 「不法」滞在者への対応

主に3K労働に従事する外国人労働者に対し、政府は帰郷主義（帰還主義）を採っている。事業としては相談事業が中心である。一方、専門的労働者と国際結婚移民者に対しては定着を支援していく。すなわち、長期滞在看込まれる人は「住民」として位置づけていく。

3年くらいで熟練化していく不法就労者を雇用主が望んでいる面もあるが、法務部では不法滞在者を22万人と推計しており、基本方向は摘発・取締り、帰郷を促していく。その過程における基本的な人権の蹂躪や暴行などについては人道的な次元から民間団体が対応している。「不法」であっても人権の保障は大切であり、合法化の提案も受けた。例えば、バルセロナでは登録させて教育や福祉などの行政サービスを提供

していると聞いている。しかし、韓国では外国人登録法上、登録事務は自治体への委任事務になっていないため、不法滞在者は登録できない。

(4) 多文化家族への支援

90年代半ばから、不法滞在が多い移住労働者の子どもたちが学校に入ってくるようになった。2000年代からはその子どもたちへの多文化教育プログラムを検討するようになった。現在では、「居住確認書」があれば、未登録の子どもでも学校に行ける。国際結婚の子どもは4万人おり、学校に適応できないなど問題が出ている2世の子どもの教育は、今後大きな問題になる。日常生活に不便がないよう韓国語教育が必要だ。移住労働者に比べ結婚女性移民者は高いレベルでの支援が必要であるため、女性家族部が指定する「結婚移民者家族支援センター」で支援している。

3. 富川市^{フチョン}の外国人政策と市民団体の活動

(1) 外国人居住の状況

富川市はソウル近郊の工業都市である。同市総務局総務課国際交流チームのキム・デソプ氏によれば、2007年7月1日現在の同市の人口は860,020人であり、うち登録外国人は10,917人、外国人人口比率は1.3%となっている。2004年は8,804人であったというから、ここ3年で24.0%増加と急増していることがわかる。なお、表3はその半年前の時点のデータだが、未登録者（市民団体の推計値）を含めた国籍別構成は中国47.0%を筆頭に、フィリピン13.1%、ヴェトナム9.2%、タイ5.2%などとなっている。また、直近の在留資格別構成（表4）は、外国人労働者が65.4%（内、雇用許可54.0%、訪問就業46.0%）と約3分の2を占め、次いで結婚移民が2割弱（18.2%）となっている。ちなみに、結婚

表3 富川市居住外国人（2006年末現在）

（単位：人）

	中 国	フィリピン	ヴェトナム	タ イ	モンゴル	インドネシア	その他	計
遠美区	2,866	528	436	222	142	137	909	5,240
梧亭区	1,143	515	338	191	123	104	501	2,915
素砂区	1,484	57	87	33	28	31	288	2,008
登録計	5,493	1,100	861	446	293	272	1,698	10,163
非登録	669	630	360	236			1,105	3,000
総 計								13,163

出典）登録人口は富川市庁企画財政局政策企画課統計チーム「住民登録人口統計」、未登録は富川外国人労働者の家による。

表4 富川市の外国人登録者の内訳（2007年7月現在）

種 別	人	種別細目	人	備 考
外国人勤労者	7,137	雇用許可	3,851	
		訪問就業	3,286	
結 婚 移 民	1,984	—	—	①中国同胞、②中国、③フィリピンの順
訪 問 同 居	721	—	—	
永 住 権 者	169	—	—	
そ の 他	906	—	—	
計	10,917	—	—	非登録を含めると約15,000人

出典）金範龍「富川市外国人現況と支援政策」『2007川崎－富川市民交流会懇談会』（2007.9.28）、p.6。

移民は中国朝鮮族、それ以外の中国、フィリピンの順に多いようである。こうした中で、多文化家庭の子どもが増加し、同市の初等学校（日本の小学校に該当）に179人、中学校に32人在籍している（2007年、富川教育庁）。

(2) 市の外国人政策の現状

① 条例の制定過程

富川市では2005年に居住外国人支援業務を開始し、「富川市に居住する外国人勤労者を地域住民の一員として見ることで、外国人と共に生きる地域をつくり、地域の活性化を図る」ことを目指して、06年から本格的に推進している。前述の同市国際交流チームのキム氏によれば、外国人市民代表者会議を条例設置している川崎市と交流している本市では、10月の臨時市議会に上程予定の「居住外国人支援条例」案に多文化共生の理念、外国人代表者会議の設置を盛り

込みたいとしている。しかし国の行政自治部の標準条例案は合法滞在者のみを対象としており、未登録者の扱いについては保留中とのことであった（9月28日現在）。

一方、富川市議会の尹炳國議員（^{ユンビョングク}統合民主新党、旧「開かれたウリ党」）の話では、現市長はハンナラ党、市議はハンナラ党18人、統合民主新党11人、民主党1人であり、市長の案がすべて通ってしまう。ちなみに京畿道内の地方議会は比例区を除いてほぼすべてハンナラ党が占めており、他市に比べれば富川市は統合民主新党が強い地域であるという。尹氏たちは市の「居住外国人支援条例」案に対し市民運動団体と連携して保留する戦術をとる予定で、その後、対案を出して行きたいと述べていた。ここには市の政治と運動圏との強いつながりがうかがえる。その後の情報によれば、同市の条例案は10月26日の議会本会議で賛成11、反対19で否決さ

れたようである。

2007)。

ちなみに、2007年7月現在、居住外国人支援条例を制定した京畿道内の自治体は安養、九里、安山、軍浦、利川、河南、水原、平澤の8市であり、未制定24市とのことであった（金、

②市役所の外国人支援部署と事業

富川市の居住外国人支援部署は4部署（総務課、地域経済課、住民生活支援課、家庭福祉課）

表5 富川市の居住外国人支援部署（行政機関）

局	課	担当業務	担当者
総務局	総務課	居住外国人支援業務総括	国際交流チーム
企画財政局	-	-	-
経済文化局	地域経済課	外国人勤労者支援業務（富川多文化祝祭を支援）	労使協力チーム
住民生活支援局	住民生活支援課	外国人生計支援業務	(不明)
	家庭福祉課	外国人家庭、結婚市民者支援業務	家庭政策チーム
環境水道局	-	-	-
都市局	-	-	-
建設交通局	-	-	-
保健所（3区各1）	保健管理課	予防接種、健康診断など（梧亭区保健所が外国人勤労者無料診療）	梧亭区保健所健康検診チーム
区庁（3区）	(不明)	外国人韓国語教育支援事業	(不明)

出典) 富川市「富川市居住外国人支援現況」(2007.9.28)をもとに小田切督剛氏作成。

表6 富川市外国人支援事業推進事項

	事業名	時期	運営	対象	主要内容	備考
1	外国人韓国語教育支援事業	年中	平生学習センター、遠美区庁、素砂区庁	外国人労働者、国際結婚移住者	韓国語及び韓国文化に対する関心向上 ハングル、実生活会話等水準別韓国語教育の強化 生活全般に渡る多様な基礎生活適応教育	市費
2	外国人勤労者相談所・シェルター運営	年中	富川外国人労働者の家	同上	賃金滞納、労働災害等の相談 医療相談、医療共済会の運営 就業情報の提供、産業安定教育等の実施	(不明)
3	国際結婚外国人の地域社会適応支援	年中	富川女性青少年センター	同上	韓国語教室、料理教室、富川文化・歴史探訪 多文化体験教室等、7種のプログラムの運営 支援	(不明)
4	外国人勤労者の無料診療	毎月第2・4日曜日13～17時	梧亭区保健所（ボランティア：富川市医師会、薬剤師会、キョヒ大学校歯科サークル等）	-	内科、外科、歯科、家庭医学科等 無料健康診断（エイズ、梅毒、肝炎、結核等）	市費
5	結婚移民者家族支援センターの運営	年中	富川市健康家庭支援センター	-	韓国語教育、家族教育、文化体験等 家族生活相談、情報提供 （富川、水原、安山で京畿道の試範事業）	国費70 道費15 市費15
6	富川多文化フェスティバル	毎年5月中 2007年第8回	主催：富川外国人労働者の家 後援：富川市	外国人労働者、市民等 約1,000人	多文化フェスティバル、体験イベント（料理、ブームル等） 移住労働者と共に行う蚤の市、スポーツ大会等 韓国・外国伝統文化公演、体験イベント	市費

出典) 富川市「富川市居住外国人支援現況」(2007.9.28)をもとに小田切督剛氏作成。

であり、各1人の計4人が実務を担当している(表5)。具体的な支援事業としては、韓国語教育支援、勤労者の相談・無料診療、シェルター運営、結婚移民者の地域適応支援、多文化フェスティバルが行われている(表6)。

(3) 小学校における多文化教育の実践

9月29日、富川教育庁^{オジョン}・梧亭初等学校において多文化教育の実践を見学した。同校は1932年4月6日開校で、75周年を迎える。一般学級49クラス、特殊学級(日本の障害児学級に該当)1、幼稚園3クラスがあり、生徒は初等学校1,874人、幼稚園85人。教員は幼稚園4人を含む88人。同校の教育方針は自主的、健康的、創造的、道徳的な人間づくりであり、体験型授業を重視している。重点教育は、英語、基本生活、秩序礼節(外部講師による)、漢字教育^{キムジヨム}。金點龍^{リョン}校長(2007年3月着任)によると、子どもの両親は共働きが多く、家庭教育が十分ではないが、教育への関心度は高いという。多文化家庭の子どもは8人いる。いじめ問題は深刻で、暴力予防教育を行っている。

2年生のクラスで多文化教育の授業を見学する。担任のキム・ガブソン先生はベテランの女性教師(アルゼンチンの韓国入学校で教頭を務めた経験もあり、多文化教育に熱心とのことであった)で、先生の裁量学習の時間を使っでの授業実践であった。多文化教育はまだ始まったばかりの段階だが、子どものいじめの予防のためにも、多文化教育が必要だという。生徒はこの日のために、全員、改良韓服(簡単な韓国服)を着て出席していた。具体的な授業は市民団体や専門家の協力を得て以下のように行われたが、筆者には多文化教育というよりも、国際理解教育の実践のように理解された(筆者が確認したところ、こうした授業実践は定期的に行われている訳ではなく、教員個人の努力に委ねら

れているようである)。なお、市内では^{サムジョン}三井初等学校でもこうした取り組みが行われているという。

①ネパールについての学習

講師は民族衣装を着たネパール人B氏ら「アジア人権文化連帯」のメンバー3人。ネパールの挨拶(ナマステ)、位置、地形・自然(ヒマヤラ、エベレスト)、生活・労働、労働する子どもたち、食事(サモサ、チャイをふるまう)、宗教(シバ神とクリシュナの絵を見せる)、踊りの順で展開。

②ネパール童話の読み聞かせ

21年間、読み聞かせ活動を行ってきたイ・ソンウン先生(富川大学人文社会系幼児教育科兼任教授)によるネパール童話の読み聞かせが行われる。彼女は、ベトナム、フィリピンなどの家族の支援活動も行っているという。

③フィリピンの遊び

次いで体育館に移動し、フィリピン人女性Aさんによるバンブーダンスの指導が行われ、子どもたちは楽しそうに遊んでいた。

Aさんは国際結婚した女性の会の会長をしており、富川市には会員が約50人いる。以前はフィリピン人女性の相談ボランティアをしていたが、現在は市の外国人相談員をしている。授業の合間にAさんにインタビューすると、「国際結婚したフィリピン人女性の最大の問題は仕事がないことだ。しかしフィリピン人は英語ができるので、英語を教えられる。また、帰化する女性がいるが、それは財産相続のためだ。子どもたちの問題は、自分は韓国人なのかフィリピン人なのか、アイデンティティの混乱に陥っている」とのことだ。

(4) 市民団体の活動状況

富川市では外国人の増加に対応して市民活動が活発に展開されている。「外国人労働者の家」「女性の電話」「外国人労働者学校」「移住労働者福祉センター」「モンゴル教会」「移住労働者相談所・国境なき友人たち」「アジア人権文化連帯」の7つの市民団体があり(表7)、韓国語教育、相談、韓国文化教育、就業のための技術教育などが取り組まれているという(表8)。

市議会会議室で開催された交流会では、人権団体「富川外国人労働者の家」所長・金範龍氏(キム・ボミョン)の話の聞くことができた(9月28日)。それによると、韓国の外国人は07年8月現在98万1,000人(住民登録の2.02%)だが、そのうち首

都圏に64.4%が集中し、急速に多文化社会に変化しつつあるにもかかわらず、行政自治部の標準条例案は不十分なので、韓国政府はもっと意識を高めていく必要がある。言語学習支援、無料診療、国別コミュニティづくりなど、3年のローテーションによる短期滞在労働者向け施策は1回限りの施策に過ぎない。むしろ多文化家庭のためのプログラム実施の場の確保が喫緊の課題となっている。富川市はまだ外国人施策を始めたばかりであり、川崎のような「外国人市民代表者会議」を作りたいと考えている、とのことであった。

なお、この交流会には、当事者団体として、バングラデシュ・コミュニティ代表者(既婚男性)、フィリピン・コミュニティ代表者(韓国

表7 富川市の居住外国人支援団体

	名 称	設 置	運 営
1	富川女性青少年センター	富川市	財団法人富川文化財団
2	富川市労働福祉会館	富川市	社団法人失業克服富川市民運動本部
3	富川外国人労働者の家		<市民団体>
4	社団法人富川女性の電話		<市民団体>
5	外国人労働者学校 (Korea Foreigner's Academy, KOFA)		<市民団体>
6	富川移住労働者福祉センター		<市民団体>
7	富川市平生学習センター	富川市	直営(総務局総務課組織教育チーム)
8	三井福祉会館	富川市	韓国長老教福祉財団富川東光教会
9	富川市健康家庭支援センター	富川市	財団法人富川文化財団
10	富川モンゴル教会		<市民団体>
11	移住労働者相談所・国境なき友人たち		<市民団体>
12	パール・バック博物館	富川市	パール・バック韓国財団
13	アジア人権文化連帯		<市民団体>

出典) 富川市「富川市居住外国人支援現況」(2007.9.28)をもとに小田切督剛作成。

表8 富川市の居住外国人支援団体の主要業務

項 目	内 容	備 考
韓国語教育	初級、中級、上級に区分して教育	
相談	勤労者の賃金不払い、就業、家庭不和、子女教育等	シェルター運営等
韓国文化教育	韓国料理づくり、礼節教育等	地域社会適応支援
就業のための技術教育	コンピューター使用、製菓・パンづくり、美容師等	地域経済課等

出典) 富川市「富川市居住外国人支援現況」(2007.9.28)をもとに小田切督剛氏作成。

人男性と結婚し、韓国在住9年)、「富川市中国人共同体」会長(男性。ハルピン出身。非朝鮮族)が出席した。このうち「中国人共同体」会長は在韓14年、富川市在住4年という人であり、自分の在韓経験を振り返って、「来韓当初、韓国語を学ぶのが大変だった。韓国政府の移住労働者への政策はなにもない。地方の市民団体が一番頼りになる。しかし、昔に比べてみれば大分よくなったとは言えるが、他方で、子どもの問題や再入国の問題など、問題は複雑化している」と述べていたのが印象的だった。

(5) 移住者のための小さな図書館と人権NGO 代表者の話

市民団体の活動事例のひとつとして、人権NGO「アジア人権文化連帯」が運営する「移住者のための小さな図書館」(Tiny Library for Migrants : 꼬마도서관)がある。この図書館は富川市内の外国人労働者集住地区である陶唐洞^{トダン}の商店街・江南市場^{カンナムシジャン}の一角に開設されている。代表は李蘭珠^{イランジュ}さん。李さんは1969年生まれの「386世代」(現在30代で、80年代に大学に通い、60年代生まれの民主化闘争世代)。1995年の明洞大聖堂での移住労働者の立てこもりに衝撃を受け、同年から2003年まで「富川外国人労働者の家」で移住労働者の権利主張を支援する活動に参加し、事務局長や政策室長を務めた。03年に移住労働者の生をまとめた『語ってよ、チャンドラ (말해요, 찬드라)』を出版、テレビの人気番組「びっくりマーク (느낌표!)」でも注目され、04年に国家人権委員会の人権賞を受賞したという。その後、李さんは移住労働者の自発的な文化活動の支援や韓国社会との文化的なコミュニケーションを図る必要があると考え、「富川外国人労働者の家」から独立して04年に「アジア人権文化連帯」をつくり、陶唐洞^{トダンドン}でこの図書館活動を始めた。05年には文化観光

部主催の「多文化フェスティバル」の推進委員兼企画団長も務めたとのことである。

以下は李蘭珠^{イランジュ}さんの話を筆者のメモによって整理したものである。内容は多岐に渡るが、この間の外国人政策の展開を市民運動の立場から捉えた見解として貴重だと思われるので、少し長いがここに記録しておきたい。

「この図書館は移住労働者の文化活動を支援するため、その出身国の図書を集めたものだ。ネパール、スリランカ、バングラデシュ、タイ、モンゴル、フィリピン、中国、ヴェトナム、インドネシア、ロシア、パキスタンの11か国(英語と韓国語の本を含む13か国)、6,000冊余りがあり、33㎡の広さである。会員には登録時に1万ウォンを払ってもらうが、基本的には後援金^{カンナムシジャン}(募金)で運営している。この地域は江南市場を中心とした密集市街地で、安い部屋が沢山あり、多くの移住労働者が住んでいる。しかし移住者の文化的ニーズになかなか応えられない。この図書館を拠点に地域の多文化化を進めたい。

小説や随筆など面白い図書を集めたい。そこで、本は①カンパで購入する、②帰国した移住労働者に依頼して送ってもらう、③海外に行く韓国人に対して渡航先の国で本を購入してきて寄贈してもらうキャンペーンを展開する(週刊「ハンギョレ21」の李さんのコラムで呼びかけ)、という方法を取っている。街中で各国語のチラシを配るなどの広報活動と同時に、面白い本をそろえることが大切だ。

移住者は労働がきついし、時間がないので、図書の利用はまだ少ない。また、移住民とともに働いている韓国人も、彼らが文化的欲求を持っていることを忘れがちだ。そこで、当初は彼らが働いている工場まで図書を持っていく活動をしていたが、工場主に断られたことがある。

こうした韓国人の意識を変えることも課題だ。

「アジア人権文化連帯」では、ほかにも移住労働者のシェルター、母国への幸せな帰国支援、各国出身者のコミュニティづくりの支援・連帯、海外との連帯、多文化教育に取り組んでいる。相談を受けた外国人の中から、多文化教育の講師にふさわしい人を見つけて研修を受けてもらう。

私は1999年、川崎に行き、移住民との「多文化共生」を学んだ。当時、韓国では10万人の移住労働者がいたが、共生していく対象とは見なされなかった。また、未登録の子どもは学校に行けなかったが、2001年から入学できるようになった。その後、予想を大きく超えて「多文化共生」の時代になった。結婚移住者が急増したことがその背景にある。彼女たちが出産を契機に声を挙げ、支援を対象として認識されるようになった。シェルターでも受け入れるようになった。また、地元住民と移住民との文化交流も促進するようになった。

2004年に雇用許可制度がスタートする関係で、03年から未登録者を強制的に追放する厳格な取締りが行われるようになった。江南市場カンナムサンジャンが富川での取締りのポイントになって5年に渡っているため、外国人客が来なくなって商人が困っている。また在留資格をめぐる訴訟は沢山あり、民弁（民主主義のための弁護士会）や市民団体が支援しているが、ほとんど負けている。

「雇用許可制ではなく、労働許可制を！」と移住労働者労働組合が主張している。「アジア人権文化連帯」に相談に来る人は大半が未登録だが、ある意味では自由に働ける一方、雇用許可制は籠の鳥になる。03年当時は産業技術研修生制度を廃止するために新しい制度が必要だった。雇用許可制に問題があると知っていたが制定されざるを得なかった。このため07年1月1日をもって産業技術研修生制度は廃止になっ

た。雇用許可制も廃止するのが正しいと思う。

「アジア人権文化連帯」は移住労働者労働組合を直接支援していないが、連帯活動をしている。

韓国でも高齢化が急速に進み、労働力問題は深刻だ。雇用許可で3年たった人に再入国を認め、また未熟練労働者でも熟練すれば5年働いた人に永住を与える（家族も呼び寄せられる）という政策が2007年6月に発表されたが、なかなか進んでいない。アムネ스티の議論も今はない。雇用許可制の限界は「家族同伴禁止」にある。しかし韓国人と結婚した場合は「家族滞在」となり（連れ子がある場合もある）、2年たてば国籍を申請できる。韓国では1998年から子どもの国籍は父母両系主義になっている。

しかし、一番やっかいなのは外国人同士の結婚だ。自分たちが共働きで働くため、小さいうちに子どもを母国の実家に送ってしまうケースも多い。未登録外国人には子どもの就学案内が来ない。「校長の裁量により入学を許可できる」という教育人的資源部の文書を持って、未登録外国人の子どもを連れて学校に行き、入学許可を交渉することもある。梧亭初等学校のキム・ガプソン先生とも、交渉しに行ったオクサン初等学校で出会った。韓国内では地域教育庁が外国人の子どもの教育に熱心な地域もあるが、大半の地域では冷たい。富川市を含め、入学後の支援もほとんどないのが現状だ。そこで、民間団体が学習支援をしている場合が多い。日本でよい制度やモデルができると韓国にも作られるし、逆もある。韓国と日本の市民勢力が協力しなければならない。

結婚移住者の全国調査が国家プロジェクトとして行われ、彼女たちへの施策が中心になっている。この背景には、韓国社会の男性優越主義が大きな役割を果たしている。韓国男性が外国人配偶者を迎えて深刻な問題と受け止められるようになった。また、これまで10～20年に渡り

移住民の権利向上を引っ張ってきたのは中国同胞たちだったが、これも血統主義の韓国人の心を動かしたからだった。このように、その時々に移住民の運動を主導する主体は変わっても、全般的に向上していこう。

韓国社会は異質な人々を受け入れる初めての経験をしつつあり、新たな学習を始めた段階だ。制度はその社会の構成員の意思にかかっている。外国人の比率は2%となっているが、さらにこの数字は多くなるだろう。」

なお、先に^{オジョン}梧亭初等学校においてネパール文化の講師を務めていたネパール人B氏にもここで改めて話を聞くことができた。彼によると、ネパール人は韓国全体で6千人いる。韓国とネパールは雇用許可制度の協定を結んでいないので、産業研修生として入国している。富川で「在韓ネパール人共同体」の運動をしてきたが、最近帰国した。自分の経験を人に伝えたいとカトマンズでN G O「Asian Human Rights & Culture Development Forum」を設立し、帰国者への支援活動を始め、悪質なブローカーに捕まらないように啓発したり、これから韓国へ行く人に語学の学習支援、韓国で死亡したネパール人の家族への支援などを行っている。「アジア人権文化連帯」とパートナーシップを結んでいる。韓国でもらった種を母国でどこまで育てられるか分からないが、今後は中東へも活動を広げていきたい、ということであった。移住労働先の社会でN G Oの経験を積んだ途上国の外国人が帰国後、その経験を活かして自国で活動を新たに始めるケースとして注目されよう。

4. ^{アンサン}安山市の外国人政策と市民団体の活動

ソウル近郊の工業都市・安山市の中心市街地には韓国最大の外国人集住地域である^{ウォンゴクトン}元谷洞があり、「国境のない街」と呼ばれている。そこ

では、東京の新宿・大久保と同様のマルチエスニックな「エスノスケープ」が広がっているのを目の当たりにできる。安山市は2005年、全国に先駆けてこの地区内に同市の外国人福祉支援課の事務所を開設し、外国人政策の先駆的な取り組みで知られている。

(1) 外国人居住の状況と市の政策展開

以下は、同市外国人福祉支援課のキム・チャンモ課長の説明（9月30日）の要約である。

^{アンサン}安山市には25,040人の登録外国人と3～4万人の未登録外国人がいる。^{ウォンゴクトン}元谷洞地区の外国人比率は31%（30,589人のうちの9,449人）だが、未登録者を含めれば半数になるだろう。外国系の店はレストランが72、食材店が34などだが、70%は中国系の店だ。就業、住居、同類意識からこうした集住傾向が生まれているが、これに対し、安山市民のアンケート調査の結果では、外国人に対して肯定的態度が34%、否定的態度が66%となっている。また、44%の人は「外国人には問題あり」としている（犯罪、ごみ問題など）。このように、外国人への住民の態度は割れている。

こうしたなか、市では「ともに生きる多文化共同体の形成」をビジョンとして掲げ、担当部署の設置、多文化センターの開設、移住民支援条例の制定などに取り組むとともに、N G Oの協力を強化し、移住民支援分科会を発足させ、67事業を行っている。具体的には、①地域社会適応プログラムとして韓国語教室(264人収容)、出張教室(72人)、②結婚移住者278名の支援、③韓国語講座(22回、延べ1,000人)、④多文化共生のためのイベント、⑤アジアの文化の体験教室、⑥特別体験教室、⑦スポーツ・文化活動支援などを展開し、地域社会への参加を促進している。未登録者は緊急救援の対象に含めると同時に、無料医療相談を行っている。

安山市は外国人受け入れの実験場として先駆的な役割を担っている。課題は、①住民の多文化意識の向上、②外国人の自発的な地域参画、③差別をなくすこと、④ガバナンス型の政策構築だ。

(2) 安山市外国人福祉支援課の事業

同課は管理、文化事業、福祉民願の3つの担当（日本の係に該当）からなる（表9）。現在12名の職員が勤務しており、外国人の都合を考えて日曜もオープンしている。土日は職員が交代で勤務しているが、管理担当の係長は最初から日曜出勤と定めている。2008年1月、近所に建設中の「多文化交流センター」へ移転する予定で、教育室、文化公演場、診療所も作る。一番困っているのはごみの分別への無理解であり、安山市清掃事業所が「ごみ分離排出案内」というチラシを中国語と英語で作成したという。

(3) 安山市における外国人居住問題に対する市民団体リーダーの見解

一方、市民団体のリーダーは地域の外国人居住問題をどのように認識し、対応しているのだろうか。以下は、本市に活動拠点を置く社団法人「国境のない街（the borderless village）」

常任理事のオ・ギョンソク氏（漢陽大学校多文化研究所所属の社会学者³⁾の説明を筆者が再構成したものである。

安山駅の南側に韓国最大の中小工業集中地域である半月工業団地がある。染色や化学など汚染物質を排出する工場がソウルから移転してきた。職場として、また生活用品の販売などで多くの移住民が住むようになった。安山市は首都圏の中でも一番移住民が多いが、この元谷洞ハニヤンウォンゴクトンは自然にできた韓国最大の移住民の集住地域だ。3万人のうち半数以上が外国人だ。外国人労働者は賃貸住宅の1部屋に2～3人で住む。外国人労働者の賃金は韓国人の7～8割程度で、日雇いもある。

移住民のうち80～85%は中国朝鮮族の人々だが、ほかにウズベキスタン、インドネシア、モンゴル、フィリピン、スリランカ、タイなどがある。結婚移住者、難民（その多くはミャンマー、バングラデシュの少数民族、コンゴ）、脱北者、サハリン同胞など、多様な人々からなる。

初めにこの街をつくった世代はビザがなかった。2004年に雇用許可制が導入され、その後、行政も含めて支援者が入ってきた。韓国への移民の歴史はまだ浅い。1世と1.5世だけだ。1世は韓国社会を知ろうとし、自分たちの合法化

表9 安山市外国人福祉支援課の職員体制と主な担当業務

担当（係長）と主な担当業務		係員と主な担当業務	
管理担当	外国人管理業務（法制度的支援など）	行政職 8 級	多文化体験特区指定
		行政職 8 級	庶務、会計
		電気職 8 級	多文化交流センター施設物管理
文化事業担当	外国人文化事業（外国人の文化・スポーツの支援、韓国伝統文化の観覧など）	行政職 8 級	外国人文化事業推進
		行政職 8 級	居住外国人文化事業推進
福祉民願担当	外国人福祉民願（公営住宅入居、医療、福祉の支援など）	社会福祉職 8 級	外国人応急支援、ハングル教室
		行政職 8 級	外国人広報誌、相談マニュアル製作
		技能職 9 級	外国人後援・結縁事業推進

出典）安山市外国人福祉支援課訪問資料（2007.9.30）をもとに小田切督剛作成。

に関心があった。後続の世代はそうした基盤の上に来韓している。

中央街路は「国境のない通り」と呼ばれている。外国人向けの店などが約450ある。土日は5万人もの客が集まる。この地区ではシルクロードの食事がすべて食べられる。各民族の店の周りにその民族が集住している。ヴェトナム、タイ、中国朝鮮族、スリランカ、ロシアなどの店が並ぶ。電話カードの店が一番多い。市内にはモスクもあり、日曜午前中は外国人の多くは礼拝に出席している。また、^{ウォンゴク}元谷聖堂では日曜15時からフィリピン人の礼拝が行われる。

なお、日本によってサハリンに強制連行され半世紀後にやっと帰還できた人々が住む「故郷の村（고향마을）」が市内にある。そのアパートの建設費は韓国政府と日本赤十字社が半分ずつ拠出した。サハリン同胞1世のみ入居でき、5人の職員が常駐している。

街の中での民族間の摩擦・葛藤はある。移住民と仕事のない韓国人との摩擦もあるし、在留資格のちがいによる移住民間のコンフリクトもある。安山市は「住民の60%が否定的態度」との結果を発表していたが、我々の調査では^{ウォンゴク}元谷洞の80%が友好的だ。大きな政治力をもつ保守的な地主たちや商店主たち（移住民同様、彼らから店を借りている）は敵対的ではない。しかし、お金を稼いで^{ウォンゴク}元谷洞から出ていきたい人もいるため、まちづくりはうまくいかない。また、安山市の他地区の人はあまり関心がない。

市が環境改善（リモデリング）を急いでいるが、家賃が上がり、ここに住めなくなる人も出るだろう。「外国人のソウル」と言われている安山も中心部が空洞化する可能性がある。そこで、オ氏ら市民団体は市の計画に反対している。むしろゆっくりリモデリングを進めるべきだと考える。外国人福祉支援課長とはいつも喧嘩している。

未登録者への対処はまだ固まっていない。オ氏は、安山市の「居住外国人支援条例案」策定の公聴会で3人の討論者の一人として反対したが、受け入れられなかった。反対の理由は、① 行政自治部の標準条例案は「90日以上滞在している合法滞在者」と対象を定義し、そこに住所を置いている住民すべてにはなっていない。② 「外国人」という呼称もおかしい。同じ「住民」なのだ。「オンヌリ（온누리, 全世界）」という言葉もある。③ 川崎市外国人市民代表者会議のように、当事者が参画する仕組みが必要、ということであった。

社会運動としての市民運動は、1987年7～8月の労働者大闘争から始まった（制度的民主主義としての大統領の直接選挙を実現）。安山市の外国人支援運動は、キリスト教系が中心になって展開してきた。しかし、韓国のNGOは政府からプロジェクトなどを受けることで、反政府性というアイデンティティが弱体化しつつある。一方、NGOの人が政府に入って確かに政策が進んだ面もある。政府との距離を調整しながらガバナンス型、つまり対案を出すことからパートナーシップへという方向もある。

市と市民団体の立場の違いが大きい。市は「文化特区」「観光地区」にしたがっている。しかし、移住民にとって生活しやすい環境、コミュニティを作れるような環境とは何かを考えることも大切ではないか。今後の課題は、2世・3世の子どもたちへの教育だ。教育人的資源部（日本の文部科学省に該当）が道ごとに多文化教育センターを指定し、研究している。ソウルではソウル大学校が、京畿道ではキョンギ大学校が、委託研究を受けている。淑明（スンミョン）女子大学校には「アジア女性研究所」がある。移住女性マンパワー開発事業が教育人的資源部から委託されている。

(4) 市民団体の活動状況

なお、今回の訪問で把握した安山市における市民団体の活動状況は以下のとおりである。

① 安山移住民センター (Korean Immigrant Center)

^{ウォンゴクトン}元谷洞の中心部に位置する複合施設で、外国人相談センター、コシアンの家、中国同胞老人会、多文化カフェ、大韓イエス教長老会「多文化教会」の礼拝堂をかねた講堂などがある。元は安山外国人労働者センター（1994年設立）という名称だった。会員は約200名。市内のNGOの多くは宗教団体に関係しており、このセンターにもキリスト教会の牧師や安山YMCA市民事業担当者などが支援しているようである。訪問当日は日曜だったせいか、多くの移住民らが同センターに入出入りしており、「コシアンの家」では数名の子どもたちがパソコンを使って学習している様子が見えた。

なお、「コシアン」とはコリアンとアジアの合成語である。以前は、親が未登録の場合、その子どもは学校に入学できなかったし、たとえ学校に入学したとしても、卒業資格を得られなかった。そこで、学歴認定検定試験に向けて放課後教室を開設したが、そのことがかえって子どもたちを疎外してしまった面もあるという。

② 多文化家族協会

2007年4月発足。メンバーは約100人。共同代表のチョン・ヘシル氏は90年代、まだ国際結婚がタブーの時代にパキスタン人と結婚し、子どもが2人いる。

彼女によれば、国際結婚はいまや10組に1組と急増しており、国別の家族のグループづくりを進め、難民家族も共に活動している。今後の目標は、多文化家族の連帯を深め、法や制度を

要求していく圧力団体をめざすことにある。また、多文化家族の子どものアイデンティティを「第三のアイデンティティ」として認め、一つの人格体として成長していけるよう支援していく。小グループから活動が始まったが、各民族グループは宗教・言語も違うので大変だが、フェスティバルを年1回（07年は10月）開催し、徐々に相互理解を深めていきたいという。

③ 仏教支援協議会

移住民支援を通じて多文化共生に取り組む。会長の實林氏（僧侶）によると、移住民の多くはスリランカやバングラデシュなどアジアの仏教国からも来ている。現在、韓国全土に30か所の仏教系の移住者支援センターがあり、今後も増える見込みだ。シェルターを運営して朝鮮族女性の問題に取り組んでいるが、なかには偽装結婚もある。最近では脱北者が偽装結婚で入ってくるケースが増えつつあるようである。

④ 社団法人「国境のない街」（パク、2007）

1994年、^{チョンノフェ トンハブ}長老会（統合）が設立した「安山移住民センター」が母体となっている（全国10支部）。理事長（「多文化教会」牧師）パク・チョヌン氏とオ氏によれば、「国境のない街」は韓国のマジョリティを変えようという運動だ。福祉でなく文化から対応するのは、この運動が始めてだろう（政府の文化観光部は5億ウォンの事業を組んでいる）。具体的には、①多文化社会教育院（月例フォーラム、実態調査、出版など）、②多文化コンテンツ開発院（多文化教室：高校への出前体験授業、アジア文化フェスティバル、ユネスコ青少年キャンプへの協力など）、③文化メンター（移住民と結婚した人のコミュニケーション上の問題の解決を図る）、④テーマ・プログラム（分かち合うことを重視）、⑤文化芸術教育事業（美術館、文化院、文化セン

ター、青少年施設などでの平生（生涯）教育）、⑥デモ、抗議運動（ときには抵抗運動を展開する）などを行っている。前述のように、観光に重点を置き再開発を進める安山市役所と対立している。

⑤社団法人韓国民族芸術人総聯合 京畿道支会
外国人労働者の生活・文化に関心を持ち、多様な移住民を支援するフェスティバルを企画・開催している。

⑥安山議題21実践協議会

事務局長ソ・ハンソク氏は、1992年リオの国連環境会議で採択されたローカルアジェンダ21の実現をめざす。京畿道の31の自治体のうち29が環境基本計画を策定している。6つの分科会があり、そのうち「福祉環境分科会」で外国人支援のまちづくりを掲げている。民と官の協力を進める役割がある。

5. 今後の課題

以上、近年の韓国における外国人政策の転換とローカルレベルの多文化共生の取り組みを、富川市と安山市の二つの事例を通して見てきた。最後に、全体的な要約と今後の課題を展望しておきたい。

第一に、2000年代に入って日本でも総務省が「地域における多文化共生推進プラン」（06年3月）を打ち出すなど、外国人政策の新たな展開が始まっているが、韓国では中央政府からのトップダウンでいち早く統合政策への転換が実行されたことである。07年4月に制定された「外国人処遇基本法」の第1条には、「在韓外国人が大韓民国社会に早く適応し個人の能力を十分に発揮できるようにし、大韓民国国民と在韓外国人が互いを理解し尊重する社会環境をつくり、大韓民国の発展と社会統合に資すること」

（金侖貞仮訳）という目的が掲げられている。行政自治部の「地域社会統合支援業務推進指針」では、政策の対象を、①韓国内に居住している韓国籍を持っていない外国人（外国籍の同胞、外国人労働者、外国人留学生、海外養子など）②韓国籍を取得した外国人（国際結婚による移住者、国際結婚家庭の子どもをはじめ、韓国語、韓国文化と生活に慣れていない人を含む）に置き、「居住外国人支援条例」標準案に基づいて各自治体が独自の条例を定めるように促している。

しかし具体的な外国人政策は全体としてまだ始まったばかりであり、支援事業の重複、中央官庁内の温度差、自治体と地域教育庁の連携不足（「2世問題」への対応の遅れなど）が指摘されている（小田切、2007）。今後こうした問題がどのように解決されていくか、注目されよう。

第二に、韓国においても「多文化共生」とか「多文化主義」のフレーズが用いられているが、日本と同様、韓国社会は民族的同質性が高い社会であり、外国人支援事業が社会適応教育としての韓国語教育、韓国料理講習、伝統文化体験に偏るなど、同化主義的傾向も指摘されている（小田切、同上）。また、「多文化教育」の実践例を垣間見た限りではまだ、国際理解教育の段階に留まっているようでもある。こうした韓国の多文化主義と言われている取り組みが、今後どのような内実を見せていくのかも、大きな関心事である。とくに今回の視察では大都市部の事例を見たが、結婚移民者が増加している農村部の事例を確認することが次の課題である。

第三に、日韓間で外国人問題をめぐり、政府や自治体の政策交流ばかりでなく、民間の外国人支援活動や市民レベルの交流が活発化していることが注目される。例えば、今回の視察団を含め、外国人政策の先進自治体とされる川崎市

と韓国の外国人集住都市側の行政・市民団体関係者の人的交流が頻繁に行われているが、他の地域でも日韓交流が活発化しているようである。今後さらにこうした実践交流を通じて、「多文化共生」の政策理念を深めると同時に、政策過程における行政と民間のどのような協働関係が望ましいのか、互いに学び合うことが期待されよう。なお、印象レベルに留まるが、韓国の外国人支援団体は日本の同種の団体に比べて宗教団体や文化団体の関与が強く、また、ナショナル／ローカル双方のレベルで現実の政治過程への参加の度合いが大きいように見えることである。この点についても確認していきたい。

注

- 1) 本節の記述は呉(2007)、山田(2007)、小田切(2007)などを参照してまとめた。
- 2) クォン・テファン(2001=2007)は、1990年代に中国東北部の域外の大工業都市に流出する人と、韓国に渡って働く人や結婚で移住する人が増加し、中国における朝鮮族社会が解体の危機に直面していると指摘している。
- 3) オ氏たちは2007年7月、韓国で初めて「多文化主義」を取り上げた単行本である『韓国における多文化主義』を刊行した。近年になって多文化関連の論文が沢山出ており、教科書からも2007年以降、「単一民族国家」という言葉が消えたという。

参考文献

金範龍、2007、「富川市外国人現況と支援施策」
『2007川崎—富川市民交流懇談会』(9月28日)。

韓国政府、2007、金侖貞仮訳「在韓外国人処遇基本法」。

クォン・テファン、2001=2007、「見通しが立たない朝鮮族の将来」高全恵星(コ・チョン・ヘソン)監修(柏崎千佳子訳)『ディアスポラとしてのコリアン』新幹社。

小林知子、2002、「在外コリアン」和田春樹・石坂浩一編『岩波小辞典 現代韓国・朝鮮』岩波書店。

小田切督剛、2007、「どうなってるの? 韓国の多文化共生!」(ミメオグラフ)。

呉泰成(オ・テイソン)、2007、「変貌する韓国の移民政策—その背景と移民の処遇を中心に—」渡戸一郎・鈴木江理子・APFS編『在留特別許可と日本の移民政策—「移民選抜」時代の到来—』明石書店。

パク・チョンウン、2007、「多文化共同体形成のための地域社会の役割—安山国境のない村運動を中心に—」(ミメオグラフ)。

羅京珠(ラ・キョンス)、2007、「越境するコリアン—域内移動の視点から—」西川潤・平野健一郎編『国際移動と社会変容』岩波書店。

宣元錫(ソン・ウォンソク)、2007、「同胞と外国人労働者の間で—錯綜する韓国の外国籍同胞受け入れ政策—」東京外国語大学多言語・多文化教育研究センターフェロー研究会報告資料(2007年6月20日)。

山田貴夫、2007、「韓国における多文化共生政策関連年表」(ミメオグラフ)。

(わたど いちろう、本学科教授)